

**(2) 法律上の名称を定款において通称名で規定する場合**

- 法人法は、法人のガバナンスを確保するため、法人の重要事項の意思決定、業務執行の決定、職務の執行を行う機関として、社員総会、評議員会、理事会、代表理事、業務執行理事等の機関を法定し、その構成員、招集手続、決議方法、権限、瑕疵ある決議の内容や手続の是正方法等についてそれぞれ詳細な規律を設けるとともに、機関相互の権限関係を規定することにより適正な法人運営がなされるよう図っている。
- 上記の法人法の趣旨を踏まえ、
  - ① 法人の運営に際し、法律に根拠のない任意の機関(会議体)を定款に設けて運営する場合には、当該機関の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である社員総会、評議員会又は理事会等の法定権限を奪うことのないように留意する必要がある(法人法第35条第4項、第178条第3項等参照)<sup>109</sup>。
  - ② 法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合(例えば、社員総会を「総会」、代表理事を「理事長」と表記するような場合)には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にすることが望ましい。

**(3) 代議員制度**

- 定款に、当該(公益社団)法人に会費を納めている会員に選挙権を与え、会員の中から社員を選出するための選挙を行い、当該選挙により選出された者を任期付きの社員とする旨の定めを設ける、いわゆる代議員制を採用する際には、法人法・認定法の趣旨を潜脱・没却しないものとする必要がある。
- 一般社団法人における社員総会は、役員的人事や報酬等を決定するとともに、定款変更、解散などの重要な事項の意思決定をすることができる法人の最高意思決定機関である。そのため、一般社団法人の実態としては社員となることができる資格のある者が多数いるにも関わらず、社員の範囲を狭く絞って社員総会を運営し、多様な意見を反映する機会を設けることなく、構成員のうちの一部の勢力のみが法律上の「社員」として固定されてしまうような場合には、当該一般社団法人の実効性のあるガバナンスを確保することができなくなる。例えば、社員総会で議決権を行使することとなる「代議員」の選定を理事又は理事会で行うこととすると、理事や理事会の意向に沿った少数の者のみで社員総会を行って法人の意思決定をすることともなりかねない

<sup>109</sup> 例えば、一部の理事と事務局員等で構成する「常任理事会」や「常務会」を設け、当該機関において理事会の審議事項の検討等の準備を行うこととするのは可能であるが、それに加えて、「当該機関の承認がない事項については理事会で決定することができない」旨の定めを設けることは、理事会の権限を制約することとなるため許されない。なお、定款に記載することなく、当該機関の運用において法定の機関の権限を制約するような運用をすることも、許されない。

ため(法人法第35条第4項、認定法第5条第17号イ参照)、会員の中から社員(代議員)を選定する方法は特に留意する必要がある。また、社員の範囲を狭く絞ることにより、法人法が社員に保障した各種の権利を行使できる者の範囲が狭まることとなり、社員権の行使により法人のガバナンスを確保しようとした法の趣旨に反することともなりかねない。

○ 以上のような問題意識を踏まえ、公益社団法人が代議員制を採る場合に、「定款の内容が法令に違反」せず、「社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること」その他の公益認定基準を満たすと判断されるためには、合理的な理由がある場合を除き、定款の定めにより、以下の5要件を満たすことが重要である。

- ① 「社員」(代議員)を選出するための制度の骨格(定数、任期、選出方法、欠員措置等)が定款で定められていること。定款における「社員の資格の得喪」に関する定め(法人法第11条第1項第5号)の内容として、少なくとも、定款において、社員の定数、任期、選出方法、欠員措置等が定められている必要がある。
- ② 各会員について、「社員」を選出するための選挙(代議員選挙)で等しく選挙権及び被選挙権が保障されていること。代議員(社員)の選定方法の細部・細則を理事会において定めることとしても、少なくとも、「社員の資格の得喪」に関する定め(法人法第11条第1項第5号)の内容として、選挙(代議員選挙)で等しく選挙権及び被選挙権が保障されていることを定款で定める必要がある(認定法第5条第17号イ参照)<sup>110</sup>。
- ③ 「社員」を選出するための選挙(代議員選挙)が理事及び理事会から独立して行われていること。①で、社員(代議員)の選出方法を定款に定めた場合でも、理事又は理事会が社員を選定することとなるような定めは法人法第35条第4項の趣旨に反する。定款の定めにおいては、②の内容とともに、選挙(代議員選挙)が理事及び理事会から独立して行われていることを明記することが考えられる。
- ④ 選出された「社員」(代議員)が責任追及の訴え、社員総会決議取消しの訴えなど法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該社員(代議員)の任期が終了しないこととしていること。例えば、社員が責任追及の訴えを提起したものの、訴訟係属中に任期満了により当該社員が社員の地位を失った場合には、代表訴訟の原告適格も失うおそれが高い。そのため、比較的短期間の任期の社員を前提とする代議員制においては、事実上、任期満了間際に社員が訴権を行使できなくなるため、社員に各種の訴権を保障した法の趣旨を踏まえ、

<sup>110</sup> 認定法第5条第17号イについては、第3章第1(15)参照。各会員の選挙により「社員」を選出する代議員選挙においてもこの理は妥当し、代議員選挙の運用に際し、会員間の選挙権・被選挙権等に一定の差異を設けることが当該法人の目的、事業内容に照らして合理的な関連性及び必要性があれば許容され得る。

上記の内容を定款に定める必要がある。

- ⑤ 会員に「社員」と同等の情報開示請求権等を付与すること。法人法は、「社員」によるガバナンスの実効性を確保するため社員たる地位を有する者に各種の権利を付与している。このような法人法の趣旨を踏まえ、社員の法人に対する情報開示請求権等を定款の定めにより「会員」にも認める必要がある。

- 複数の種類の会員資格(例えば、個人会員、法人会員、学生会員、名誉会員、賛助会員等)を設けている公益社団法人にあっては、どの種類の会員が選挙権・被選挙権を有するか(上記②の要件)、情報開示請求権等を付与されるのか(上記⑤の要件)を定款に明示することが必要である<sup>111</sup>。その際には、認定法第5条第17号ロの趣旨、すなわち、議決権について不当に差別的な取扱いを禁止することにより社員総会における意思決定に偏りが生じることを防止するとともに、資力を有する一部の社員によって社員総会の運営が恣意的になされることを防止しようとした趣旨を踏まえつつ、当該公益社団法人の事業活動に関心を持ち、その法人の重要事項の意思決定の過程に関与すべき立場にある種類の会員に選挙権・被選挙権等を付与することとなる(会員の種類間で区別を設けることが、当該公益社団法人の目的、事業内容に照らして、合理的な関連性及び必要性があれば許容される。)<sup>112</sup>。

#### ~~(4) 社員総会及び評議員会の決議要件(定足数)並びに理事の選任議案の決議方法~~

- ~~○ 法人法は、社員総会(評議員会)に理事の選任権を形式的に付与しているだけでなく、理事の選任過程の適正を確保するため、種々の方策を講じている。すなわち、法人法は、社員(評議員)1人に1議決権を付与する(法人法第48条第1項本文、第178条第1項、第189条)だけでなく、社員総会(評議員会)を招集するに際しては、理事の選任議案の内容を全ての社員(評議員)に通知するものとし(法人法第39条第1項、第2項第2号、第4項、第38条第1項第5号、第41条、第42条等)、理事及び監事に社員(評議員)への説明義務を課している(法人法第53条、第190条)。さらに、法人法は、社員(評議員)が自分自身で議案の提案権を行使し、別の候補者を役員とする選任議案を提案し、その議案の要領を招集通知に記載することを請求すること~~

<sup>111</sup> なお、社員(代議員)の選挙を他の法人や団体に完全に委ねることは不相当である。例えば、提携先の法人等(連携法人・連携団体)との間に、法人の目的、社員(構成員)の構成等について密接な共通関係がある場合であっても、社員(代議員)の選出に際しては、この考え方が没却されることのないように、公益社団法人の責任者による一定の関与の下にその社員(代議員)の選挙が行われることが必要であることに留意すべきである。

<sup>112</sup> 代議員制を採用する公益社団法人に限らず、複数の種類の会員資格(例えば、個人会員、法人会員、学生会員、名誉会員、賛助会員など)を設けている公益社団法人が、特定の種類の会員のみをもって「社員」とする旨の定款の定めを設ける場合も同様であり、当該公益社団法人の事業活動に関する重要な事項の意思決定に関心を持ち、これに関与すべき立場にある種類の会員のみを社員とすることが、当該公益社団法人の目的、事業内容に照らして、合理的な関連性及び必要性があれば許容される。